

平成 18 年度 第 2 回練馬区国民保護協議会幹事会 議事録

【日時】

平成 18 年 8 月 7 日（月） 14:00～14:46

【場所】

練馬区役所本庁舎 7 階 練馬区防災センター

【議事次第】

- 1 開会
- 2 会長代理 危機管理室長挨拶
- 3 議題
 - (1) 練馬区国民保護計画素案について
 - ・練馬区国民保護計画（素案）概要版
 - ・練馬区国民保護計画（素案）、別冊 資料編
 - (2) その他
- 4 閉会

【提出資料】

- (資料 1) 練馬区国民保護計画（素案）
- (資料 2) 練馬区国民保護計画（素案） 概要版
- (資料 3) 別冊 資料編

【会議概要】

- (1) 練馬区国民保護計画素案について
〈事務局より資料 2 をもとに説明〉

【第 1 編 総論】

第 1 編は、「第 1 章 練馬区の責務、計画変更等」、「第 2 章 区国民保護計画の基本」、「第 3 章 関係機関の事務または業務の大綱等」、「第 4 章 区の地理的、社会的特徴」、「第 5 章 区国民保護計画が対象とする事態」の 5 章で構成。

第 1 章では、国民保護法等に基づき、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する区の責務を規定している。

第 2 章は、「〇区国民保護計画の基本的考え方（計画作成の際の基本的考え方）」と「〇区が国民保護措置を実施するにあたり特に配慮すべき事項（措置の際の留意点）」の 2 つに分けて記述。

「〇区国民保護計画の基本的考え方」は、「(1) 本計画の目的」、「(2) 本計画の位置づけ等」、「(3) 東京都国民保護計画との整合性の確保」、「(4) 関係機関等との連携に配慮」、「(5) 住宅都市としての性格を考慮」、「(6) 災害対策のしくみを活用」の6項目。これらの考え方をもとに、図「〇区国民保護計画の体系」を構成している。

「〇区が国民保護措置を実施するにあたり特に配慮すべき事項」は、「憲法に保障する自由と権利の尊重、国際人道法の尊重と外国人への保護措置の適用などの人権配慮に努め、国民保護措置の実施にあたっては、その措置に従事する者の安全確保に十分配慮する」、「要介護者等災害要援護者に対する避難、救援、情報伝達等に配慮するよう努める」、「区民の自らの行動や相互の協力といった、自助・共助の活動に理解を求めるよう努める」、「指定公共機関および指定地方公共機関が行う国民保護措置の実施について、その自主的活動を尊重する」の4項目。

第3章は、国民の保護のための措置に関する業務の流れを、図（「国民保護に関する業務の全体像」）で説明し、また、「〇区の事務（国民の保護のための措置において区が行う事務）」として、「1 国民保護計画の作成」、「2 国民保護協議会の設置、運営」、「3 国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部の設置、運営」、「4 組織・体制の整備、訓練」、「5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整、その他住民の避難に関する措置の実施」、「6 救援の実施、安否情報の収集および提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施」、「7 避難の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施」、「8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施」、「9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施」の9つを掲載。

第4章では、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、区の地理的、社会的特徴について掲載。

第5章では、区の国民保護計画が対象とする事態として、国が基本指針で示した武力攻撃事態（4類型）、緊急対処事態（4類型）を想定し、また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃の可能性も考慮。

【第2編 平素からの備え】

第2編は、「第1章 組織・体制の整備等」、「第2章 避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え」、「第3章 物資および資材の備蓄、整備」、「第4章 国民保護に関する啓発」の4章で構成。

第1章は、区の各部室等の平素の業務、職員の参集基準等について定めた「第1区における組織・体制の整備」、国、都、他の区市町村等の関係機関との連絡体制の整備のあり方について定めた「第2 関係機関との連携体制の整備」、有線通信設備

および無線による情報連絡体制の整備等について定めた「第3 通信の確保」、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定めた「第4 情報収集・提供等の体制整備」のほか、「第5 特殊標章等の交付または使用許可に係る体制の整備」、「第6 研修および訓練」の6項目で構成。

第2章は、都、近隣区市や区民防災組織等との連携、民間事業者との協力による避難訓練の実施や避難実施要領のパターンの事前作成、救援に関する区運営の救援センター運営マニュアルの整備、避難住民・救援物資の運送の実施体制整備など避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項を定めている。

第3章は、国の調達体制などの整備方針を踏まえ、国民保護措置のために特に必要となる物資および資材の備蓄・整備について、区は都と密接に連携して対応することを定めている。

第4章は、都および関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、国民保護措置による適切な避難行動や避難誘導について、啓発・周知を図ることを定めている。

【第3編 武力攻撃事態等への対処】

第3編は、「第1章 初動連絡体制の迅速な確立および初動措置」、「第2章 練馬区国民保護対策本部の設置等」、「第3章 関係機関相互の連携」、「第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き」、「第5章 警報および避難の指示等」、「第6章 救援」、「第7章 安否情報の収集・提供」、「第8章 武力攻撃災害への対処」、「第9章 被災情報の収集および報告」、「第10章 保健衛生の確保その他の措置」、「第11章 国民生活の安定に関する措置」の11章で構成。

第1章は、練馬区危機管理指針による区危機管理対策本部等の設置や国による区国民保護対策本部設置指定前の区災害対策本部の設置について定めている。

第2章は、区国民保護対策本部の設置指定があった場合の設置手順や区対策本部の組織、機能について定めている。

第3章は、国、都、他の区市町村等の関係機関との連携を円滑に進めるために必要な事項について定めている。

第4章は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立てまたは訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続等を定めている。

第5章は、「第1 警報の伝達等」で、都から警報の通知を受けた場合の住民、団体等への警報の内容の伝達方法などを、「第2 避難住民の誘導等」で、都の避難指示に基づく避難実施要領の作成や避難住民等への避難指示の伝達および誘導について定めている。

第6章は、都に対し、必要に応じて、国および他の道府県に救援の要請を求める

など、区が行う具体的な救援の実施やその内容について定めている。

第7章は、区が行う安否情報の収集、整理および報告ならびに照会への回答など、安否情報の収集・提供を行うにあたって必要な事項を定めている。

第8章は、「第1 武力攻撃災害への対処」、「第2 応急措置等」、「第3 生活関連等施設における災害への対処等」、「第4 NBC攻撃による災害への対処等」の4項目で武力攻撃災害が発生した場合の対応について定めている。

第9章は、区は、様々な情報通信手段等を活用して被災情報を収集するとともに、収集した被災情報は都へ迅速に報告することを定めている。

第10章は、区は、都と協力し、避難所等の保健、衛生、栄養および防疫対策や地域防災計画に準じた廃棄物処理対策を実施することを定めている。

第11章は、生活関連物資等の価格安定をはじめ、被災児童生徒等に対する教育・公的徴収金の減免等の避難住民の生活安定や道路等生活基盤等の確保に関する措置を区が実施することを定めている。

【第4編 復旧等】

第4編は、「第1章 応急の復旧」、「第2章 武力攻撃災害の復旧」、「第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等」の3章で構成。

第1章は、武力攻撃災害が発生した場合、区は、安全の確保をした上で、その管理する施設および設備の被害状況について緊急点検の実施とともに、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先にした応急の復旧や関係機関へ連絡等を講ずることを定めている。

第2章は、区は、武力攻撃災害による被害が発生したときは、国が示す方針に従い、都と連携して復旧を実施することを定めている。

第3章は、国民保護措置に要した費用の支弁、損失補償および損害補償、総合調整および指示に係る損失の補填に必要な手続等について定めている。

【第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処】

第5編は、「第1章 初動対応力の強化」、「第2章 通常時における情報収集」、「第3章 発生時の対処」、「第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処」の4章で構成。

緊急対処事態は、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、または発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

緊急対処事態として想定される類型は、「①危険物質を有する施設への攻撃」、「②大規模集客施設等への攻撃」、「③大量殺傷物質による攻撃」、「④交通機関を破壊手段とした攻撃」の4つ。

第1章は、初動対応力を強化するため、平素およびテロ等の発生時、区、大規模

集客施設およびライフライン施設等の管理者、区を管轄する警察・消防・自衛隊等関係機関等が連携協力して対処する体制を構築することを定めている。

第2章は、区は、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて、警戒対応を行うことを定めている。

第3章は、大規模テロ等が発生した場合、国による区対策本部の設置指定の有無にかかわらず、都および警察・消防・自衛隊等関係機関と緊密に連携協力し、住民等の避難、救援、災害対処等の初動対処に全力をあげて取り組むこと、また、政府による事態認定がされる前で、突発的にテロ等が発生した場合、区に対策本部の設置指定が行われるまでは、区は、緊急に区民等の安全を確保するため、区災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して、必要に応じ、避難の指示、警戒区域の設定および区対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行うことを定めている。

第4章は、「危険物質を有する施設への攻撃」、「大規模集客施設等への攻撃」、「大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）」、「大量殺傷物質による攻撃（生物剤）」、「大量殺傷物質による攻撃（化学剤）」、「交通機関を破壊手段とした攻撃」の大規模テロ等の6類型ごとに、攻撃による影響、平素の備え、対処上の留意事項を定めている。

〈事務局より資料3をもとに説明〉

別冊の資料編は、今回の幹事会においては、計画策定後整備する資料も含め項目を掲載。

「1 計画関連法令一覧」は、区の計画の根拠となる法令等を一覧にしたものを現在作成中。

「2 地理的・社会的特徴」は、幹線道路や鉄道網などについて現在作成中。

「3 総則、組織運営事項」は、関係機関の所在地などを地域防災計画から準用予定。

「4 避難」は、緊急輸送道路等について地域防災計画から準用予定。

「5 救援・医療」は、区内の避難所・医療機関等について地域防災計画から準用予定。

「6 安否情報の収集・提供」は、総務省令第50号で定められた様式を3種掲載。

「7 被災情報の収集・報告」は、東京都国民保護計画で規定された都への報告様式を掲載。

「8 避難生活」は、仮設住宅や遺体安置所等について、地域防災計画から準用予定。

「9 武力攻撃事態4類型」、「10 緊急処理事態4類型」、「11 NBCを使用した攻撃」は、それぞれの事態類型・種別とその特徴を掲載。

〈意見〉

●事務局説明

これらの資料について、ご質問があれば頂きたい。ご検討の上、あらためて何かあれば、事務局までご意見を頂きたい。

●幹事会委員

(※発言は特になし。) 了承。

(2) その他

〈意見〉

●事務局説明

第2回練馬区国民保護協議会の開催日程等、今後のスケジュールについて事務局より説明。